

令和4年度茨城県入札監視委員会第1回定例会議

日 時 令和4年7月28日から令和4年9月30日まで

場 所 書面による開催

議題（1） 入札・契約手続の運用状況等について

質問番号	委員質問	説明者回答
1	××部発注の工事で、随意契約の件数がかかり多いと感じられますが、何か理由があるのでしょうか。	<p>××部の発注件数が多いことが要因と考えられます。なお、全体の発注件数に対する随意契約の割合は、××部 1.3%、××部以外 1.1%となっております。(例年と同程度)</p> <p>なお、地方自治法施行令第167条の2第1項に該当する場合は随意契約ができることとされており、応急工事等、緊急の必要により競争に付することができない場合や、本体工事と密接に関連する付帯的な工事等、競争に付することが不利と認められる場合等が該当します。</p>
2	平成25年度××所発注の工事において粗雑工事があったとのことですが（2頁目の最後、3ページ目の最初）、「設計値どおりの路床入替を行わなかった」との事実は、どのような経緯で発覚したのでしょうか。	隣接工区の施工において掘削を行った際に、設計値通りの路床入替が施工されていないことが確認されました。

議題（２） 土木部における発注状況について

質問番号	委員質問	説明者回答
1	<p>一般競争入札の総合評価方式の件数がかなり減少しておりますが、何か理由があるのでしょうか。</p>	<p>東日本大震災からの復興事業による予算措置が令和２年度に終了した等により、総合評価方式の対象となる大規模な工事の発注件数が減少したことが原因と考えられます。</p>
2	<p>R3年度の一般競争入札の総合評価の件数が前年度と比較して少なくなっているようですが、これについて何か理由があるのでしょうか。</p>	<p>東日本大震災からの復興事業による予算措置が令和２年度に終了した等により、総合評価方式の対象となる大規模な改良工事の発注件数が減少したことが原因と考えられます。</p>

議題（３） 「委員が必要と認める事案」に関する提案について

質問番号	委員質問	説明者回答
<p>特にご意見等はございませんでした。</p>		

議題（４） 一般競争入札における１者応札の取扱いに係る検討について

質問番号	委員質問	説明者回答
1	<p>取扱いの内容はよろしいかと思えます。この取扱い内容は、各部署にどのように周知させるのでしょうか。内規のようなものの作成を予定されているのでしょうか。</p>	<p>取扱いの内容を各部署に通知することで周知します。</p>
2	<p>「２ 取扱い」の内容で１者応札を有効とする条件として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・格付５業種以外の工事 ・応札可能業者を３０者以上確保している <p>とありますが、「特殊な工事や機械機器の更新工事など施工可能な業者が限られてしまう工事」で応札可能業者を３０者以上確保することは可能なのでしょうか。</p> <p>例えば既設のメーカー製品の更新工事は、他メーカーでは施工不可能と思えます。そういう工事で応札可能業者を３０者以上確保できるようにするために、どのような方法で発注するのでしょうか。</p>	<p>既設メーカー製品の修繕工事の場合は、他メーカーでは施工不可能なため、随意契約を検討しています。</p> <p>一方、更新工事の場合は、既設メーカーにとらわれることなく、どのメーカーでも参入できるように、競争参加資格を設定しています。</p>
3	<p>「４ その他」に書かれていることが重要と思えます。どのように分析・検討されるのか是非ご議論をお願いいたします。</p>	<p>格付５業種の１者応札の事例について、今後、各発注機関に対し、競争参加資格要件の設定状況や、入札を無効としたことによる事業進捗への影響等について照会し、その結果を取りまとめた上で、委員会にてご議論をお願いしたいと考えております。</p>